

連邦官報

公告掲載日: 2018年10月19日 | 本紙番号: 202 | セクション: 1 | ページ: 86

団体名: 環境省遺伝資源管理評議会

2018年9月18日付遺伝資源管理評議会テクニカルガイダンス第9号

2016年5月11日付政令第8,772号第107条に規定されているそれらのものと同様であるため、遺伝資源を利用するものとはみなされない活動及び試験について説明する。

遺伝資源管理評議会(CGen)は、2015年5月20日付法律第13,123号及び2016年5月11日付政令第8,772号によって与えられた権限を行使し、2016年9月29日付環境省令第427号の付属文書にある内規の定めるところに鑑み、次のとおり指針を定める:

第一条 次に挙げるものは、2016年5月11日付政令第8,772号第107条にいう活動及び試験と同様であり、またそれらが研究又は技術開発の不可欠な部分でない場合は、2015年5月20日付法律第13,123号に定める遺伝資源の利用には該当しないものとする:

第一項 ー 環境認証の取得、天然資源の開発の可能性評価、または損傷を受けた地域の環境回復及び再構成のための行動を目的とした、遺伝資源の目録作成、調査若しくはモニタリングを含む技術報告書;

第二項 ー 生息域外での収集物に組み入れるべき遺伝資源の分類学的同定または確認;

第三項 ー 抽出物、ワックス、バター、オイルの物理的、化学的、物理化学的または生化学的特性評価;

第四項 ー 遺伝資源または関連する伝統的知識の利用に由来する製品の品質管理試験、および試験所で実施される有益性試験、並びに

第五項 ー 遺伝資源を対象生物としてのみ使用するテスト。

第二条 本テクニカルガイダンスでは、以下の定義を採用する。

第一項 ー 有益性試験: 実験室の分析結果の信頼性を外部から評価し、実証するためのツールとして用いられる実験室間比較分析;

第二項 ー 対象生物: 物理的、化学的または生物学的薬剤の試験において、対象として意図的に影響を受ける生物。

第三条 本テクニカルガイダンスは、その公布の日に発効する。

チアゴ・アウグスト・
ゼイダン・ビレイラ・
デ・アラウージョ

評議会議長代理

本コンテンツは、認証版として掲載されたものに代わるものではない。